

中間貯蔵施設環境安全委員会（第二回）議事録

日時：平成27年09月12日（土） 14:30～16:15

場所：いわきワシントンホテル椿山荘 3階 アゼリアB

議 題

（１）中間貯蔵施設に係るパイロット（試験）輸送の実施状況等について

（２）その他

○河津委員長 定刻になりましたので、これより中間貯蔵施設環境安全委員会（第2回）を開催させていただきますと思います。

初めに開会に当たりまして、私から一言ご挨拶申し上げたいと思います。

本当に今日は、皆様それぞれ議会中であるにもかかわらず、本当にお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。と同時に、なかなかこの時期になってしまったこと、またこういうお休みのところを開催せざるを得なくなったことを含めまして、私、委員長として深くお詫びを申し上げたいと思います。

さて、本日につきましては、午前中から多くの委員の方には、現地調査ということで、大熊町、双葉町までお越しいただきまして、本当にありがとうございます。また、大変お疲れさまでございました。

中間貯蔵施設の整備については、皆さん、これはもう地元の地権者の方はもちろんですが、また県民の方も含めていろいろとそれぞれの思いがあって、また注目されている施設でもございます。今日、午前中に現地調査をさせていただきましたけれども、その中でも各委員の方からもいろいろなご意見もあり、またこれからこの委員会の中でもそういった疑問点を含めて詰めていきたいというふうに考えております。

今日は時間がある程度限られているということもございますけれども、なるべく環境省のほうにも丁寧なご答弁をお願いいたしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

それでは恐縮ですが、座って進行を務めさせていただきます。

それでは、早速議題に入らせていただきたいと思います。その前に、まず出席者の状況と配付資料の確認を環境省の事務局のほうからお願いいたします。

○小沼課長 事務局でございます。本日は委員会の委員の皆様、全員ご出席いただきました。まことにありがとうございます。

配付資料の確認でございます。配布資料の左上のクリップを取っていただきますと、まず頭に議事次第がございます。次にメインの資料となりますが、資料1のパワーポイントの資料がございます。その後、参考1として委員名簿、参考2としてこの委員会の設置要綱、参考3として第1回委員会の議事録が掲載されております。こちらにつきましては、既に環境省のホームページでも、委員のご確認を経た上で公開させていただいているものでございます。私からは以上です。

○河津委員長 ありがとうございます。配付資料の中に何か過不足はございませんでしょうか。それでは、議題に入らせていただきたいと思います。

1番目の議題ということで、本日の議題は、中間貯蔵施設に係るパイロット（試験）輸送の実施状況等についてということで、環境省のほうからご説明をお願いいたします。

○小沼課長 改めまして、環境省の福島環境再生事務所の小沼でございます。私のほうからまず資料1についてご説明させていただきたいと思います。

中間貯蔵施設に係るパイロット（試験）輸送の実施状況等についてということでございまして、まず1枚めくっていただきたいと思います。

最初のページでございますけれども、こちらは中間貯蔵施設への輸送等に係る経緯を3月から記載させていただいております。

皆様に既にご案内のとおり、まず3月13日に大熊町、3月25日に双葉町から初めて搬出を開始させていただいております。その後、4月13日には、第1回環境安全委員会を開催させていただきました。その後、まずは双葉郡と田村市の9市町村から先行的にパイロット輸送を開始していこうということで、4月以降順次、田村市、富岡町、川内村、広野町、浪江町、葛尾村、楡葉町から搬出を開始しております。その後、7月には夏休み期間中を利用して、学校からの搬出として、棚倉町、郡山市、そして8月に入りますけれども、浅川町からの輸送を開始しているところでございます。その間、8月5日でございますが、県内の関係市町村を集めた輸送の連絡調整会議というものを開催しておりまして、今後のパイロット輸送についての基本的な考え方として、まずは近いところからの搬出を基本としつつ、積雪等の影響を考慮して進めようという方針を提出させていただいております。その方針に従いまして、この9月からはいわき市、そして積雪の影響を勘案しながら、会津地方からの搬出として、会津美里町から搬出を順次進めさせていただいているところでございます。

次に2ページ目でございます。こちらはパイロット輸送と保管場についてということで、概要を整理させていただいております。

改めておさらいしますと、まずパイロット輸送につきましては3月から始まっておりますけれども、おおむね1年間程度かけて県内43市町村の除染を実施した市町村から順次搬出を行います。各市町村から1,000立方メートル程度ずつ輸送するというようにしております。こういった小規模な輸送を通して、今後、来るべき大量の輸送に備えて安全性をしっかりと確立していきたいという考えでございます。下の囲いですが、本日も現地調査に行ってくださいました保管場でございます。こちらにつきましては、本格的な工事が始まるまでの間、まずは保管場というものを整備して、ここにパイロット輸送の期間中輸送しております。その保管容量につきましては、段階的に工事を進めていく予定でございます。既に5万立方メートル入る保管容量を確保しているところでございます。本日ご覧いただきましたとおり、3日前時点で大熊町の保管場では約7,700立方メートル、双葉町の保管場では約5,400立方メートル、合わせて約13,000立方メートルを既に保管しているところでございます。本日もご覧いただきましたけれども、こちらの保管場は、全て遮水性のフレコンバッグに新しく入れた上で管理をしております。このため雨水等が直接除去土壌等に接触しないように管理させていただいております。また、現地の調査の中では、そうは言いましても汚染された土がフレコンバッグの表面に付着しているのではという心配があるのではないかとご指摘をいただいたところですが、それについては除染工事のほうで注意しながら工事をするところでございます。具体的には、除染工事においては、除染をした場所にフレコンバッグを置かせていただいて、そこで初めて除染をした土を入れ込んでいます。したがって、汚染されている表土の上にフレコンバッグを置かないように注意しながら、除染工事を進めているところでございます。

また、スクリーニングの結果でございますが、こちらは基準値13,000cpm未満であることを確認しておりますが、こちらにつきましてはバックグラウンドの話が現地調査のほうでもございましたけれども、バックグラウンドを含めた状況であっても基準値未満であることを確認しております。いわば保守的な形で安全側に立った評価をしているところでございます。

次に3ページ目でございます。パイロット輸送の状況ということで、先ほどの経緯でご紹介した内容と重なりますので一部割愛させていただきます。この日付で輸送を開始し、完了しているということでございます。本日も見ていただきましたけれども、現在は大熊町工区ではいわき市と会津美里町から輸送をしております。双葉町工区では檜葉町からの輸送をし

ているということでございます。

次に4ページ目でございます。パイロット輸送に当たっての主な安全対策でございます。

前回お示ししておりますが、おさらいさせていただきますと、まず1つ目としてGPSを活用しまして輸送車両の常時監視と常時把握を行っております。常にモニターを通して、輸送車両がいつどこを走っているかというのを確認できる状況をとっております。さらに2つ目としまして、除染土壌等の飛散流出防止対策として、除染された土をトラックに積み込んだ後は、必ず荷台をシートで覆って、きちんと結んで飛散流出防止対策を徹底しているということでございます。右上を見ていただきますと、運転者と作業員に対して、研修などを通して、放射線の知識も含めて、作業員の教育を徹底しております。輸送ルート上の道路交通対策としましては、特に狭い場所などには交通誘導員を置いたり、注意喚起の看板を設置したりするなどして、対策をとっているところでございます。スクリーニングについては先ほど述べたとおりでございます。

また、次の5ページになりますが、高速道路の利用についてご紹介させていただきたいと思っております。こちらにつきましては前回4月の報告以降の新しい動きとしまして、6月に広野町から輸送を開始したときに常磐道を活用しております。また、7月に棚倉町や郡山市から輸送しておりますが、その際も磐越道や東北道を活用させていただきました。環境省といたしましては、安全対策を徹底するためにおおむね2時間に1回は休憩をとるように運用しております。このため高速道路上の差塩パーキングエリアと檜葉パーキングエリアに専用の駐車マスを設けております。この駐車マスの中で誘導員を配置しながら、除染された土を運んでいるトラックが入ってきたときは、こちらで短時間休憩をとっていただいて、その後また運転していただくという形の運用をしているところでございます。

また、NEXC Oの協力を得まして、高速道路を利用して除染された土を運んでいるということを、県民をはじめ、利用者の皆様にお知らせするために、チラシなどをパーキングエリアに置かせていただいているところでございます。

6ページ目には、学校からの搬出の様子を載せさせていただきました。特に真ん中の郡山市からの搬出に当たりましては、既に校庭の地下に埋まっている除染で出た土を掘り起こして、改めて袋詰めをした上で輸送をしております。このため郡山市が実施する校庭からの掘り起こし作業と工程調整をしながら、夏休み期間中に確実に輸送を実施したということでございます。

次に7ページ目でございます。こちらは前回もご案内しておりますが、パイロット輸送の輸

送路ということで、主要の輸送路としましては高速道路網を可能な限り活用しながら輸送するという方針にしております。

その上で8ページ目でございますが、中間貯蔵施設の予定地周辺の輸送路はどうなっているかというもので、資料の右側が北向きになります。それぞれ大熊町の保管場と双葉町の保管場にどういったルートで輸送されるのかを簡単にご紹介いたします。大熊町の保管場につきましては、南側から入ってくるのが多くなっておりまして、最近では常磐富岡インターチェンジを活用しているものが増えております。常磐富岡インターチェンジを降りた後は、県道36号線を東に行きまして、その上で国道6号線を北上して大熊町の保管場に入るルートがまずございます。一方で、一方向だけにその負荷をかけることをしないように、別方向からも輸送をしておりまして、具体的には常磐富岡インターチェンジを降りた後に県道35号線を北上し、その上で国道288号線に入る手前でございますが、町道の西20号線に入らせていただきますと、そこを通過して大熊町の保管場に入るルートがございます。主にこの2つのルートを使いながら輸送しております。

双葉町の保管場につきましては、北側から来る場合は浪江インターチェンジ、もしくは国道114号線を下りてきまして、国道6号線に入って牛踏の交差点を曲がって双葉町の保管場に入るパターンが1つございます。一方で南側から来る場合は、常磐富岡インターチェンジに降りた後、やはり県道35号線を北上いたしまして、その後国道288号線に入って、国道6号線はオーバーパスを渡って双葉町の保管場に入るというルートを使わせていただいております。

次に9ページ目でございます。こちらは仮置場から保管場までの基本的な作業フローをおさらいさせていただきます。

まず仮置場から土のう袋を取り出しまして、水切りなどをさせていただいた上で、もし袋に破損等がある場合は新しい土のう袋に詰め込みをしております。また、先ほど申し上げましたとおり、保管場自体は遮水性のフレコンで管理をしているということでございまして、遮水性のフレコンバッグに入っていないものは、二重の内袋の遮水性のものに新たに詰め込みをしてから運んでおります。その際、重量の測定や土のう袋の直近での放射線量率を測定して、そのデータを入力してタグ付けをしております。また、積み込み作業に当たっては、積み込み、シート掛け、車両の放射線量の測定などを行いまして、安全性を確認してから仮置場から輸送しております。

輸送に当たっては、先ほどご紹介させていただいたとおり、GPSを活用した運行管理をしております。また、荷下ろしにおきましては、輸送カードなどを活用して運ばれているもの

を確認していますし、荷下ろし後に出るときにはスクリーニング、汚染検査をしてから退出します。こういった過程を経て初めて保管場のほうに定置されるということでございます。

10ページ目でございますけれども、輸送に係る車両・情報端末としまして、主なものとしては、輸送するトラックには必ず除染土壌等運搬車という表示をさせていただいて、除染された土を運んでいるということを明示しております。また、タグ付けの管理、さらには右上にございますが、輸送カードや受け入れカードを通したきちんとした運行の管理をしながらやっております。また、右下にありますとおり、常時モニターを通して管理をしているということでございます。

11ページ目になりますけれども、こちらは保管場での基本的な作業ということで、既に本日も案内いただきましたので、よくもうご承知いただいているかと思えます。重量の測定をした上で、積み荷の確認をしています。また、③のところでは場外運搬の車両から場内運搬の車両への積みかえ作業、この写真ではクレーン仕様のバックホーを使って積み替えをしている写真でございます。さらに保管場での定置作業、こうした作業を通して保管場に初めて定置されるということでございます。

ここまでがこれまでの現状報告でございますが、次の12ページから今後のパイロット輸送についての考え方でございます。

1つ目の搬出の考え方でございますけれども、これは8月5日の関係市町村を集めた輸送連絡調整会議に提示させていただいた内容ですが、まずは近いところからの搬出を基本として、学校のは夏休み期間中、また積雪の影響があるものはできる限り秋までに搬出するという具体的事項を加味しながら輸送していきましようということで、市町村の搬出順を決めていくという方針を整理させていただいたものでございます。

下の2つ目の保管場への搬出予定地域と囲ったところでございますが、こちらにつきましては委員会の場でご意見などを聞かせていただいた上で、今後町当局や議会などともご相談させていただきたいと考えております。基本的な考え方としましては、地域的、地理的な特性なども考慮させていただきまして、大熊町の保管場におきましては主に南側の市町村から、具体的には県中地域南側の市町村、県南地域、会津地域などからの輸送をしていきたいと考えております。そして、双葉町の保管場におきましては、主に北側方面として相双地域の相馬地域、また県北地域、県中地域の北側の市町村などからの輸送という形で進めていきたいと考えているところでございます。

次に13ページでございます。こちらはパイロット輸送に関してのさまざまな取り組みを紹介

させていただきたいと思えます。まず緊急時の対応でございますけれども、こちらは協定書に基づく連絡体制を確立しております。具体的にはモニタリングなどで異常値を検出した場合、施設内で火災や重大な故障が発生した場合、輸送に当たって施設周辺での事故などが発生したときには、協定書の第7条に基づいて迅速に県や両町に連絡することになっております。そのための連絡体制につきましては、既に異常時連絡要綱に基づいて連絡網などを整備させていただきまして、県と両町と共有させていただいているところでございます。

また、連絡体制だけではなく、異常事態をきちんと把握できるように、いわき市に中間貯蔵管理センターを置いておりまして、その中で輸送車両のモニターを通した監視だとか、モニタリングのデータの収集などを通じて、異常事態の発生を把握するような体制をとっております。

また、特に輸送の事故に当たっては、関係機関が警察、消防、道路管理者など非常に多いということで、緊急時の対応マニュアルなどを整備しております。そのマニュアルをつくるだけではなくて、それをきちんと実行できるように、連絡訓練などを通してその実効性を確保しているところでございます。

14ページ目でございますけれども、こちらは県や両町による状況確認についての取り組みを記載させていただきました。状況確認といいますのは、安全協定の第9条に基づきまして、県や両町が中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保の取り組みを確認できるということになっておりまして、これまでも県や両町に保管場での作業や、モニタリングの状況などを確認いただいております。また、福島県におきましては、県内各地の仮置場からの搬出作業などにつきましても、状況の確認をいただいているところでございます。

次に、15ページ、16ページ目でございます。道路補修についての話をさせていただきます。まず大熊町につきましては、この地図の中の真ん中の右側ですが、①と黒で囲ったところでございます。こちらは本日の現地調査でも通りました町道の東17号線ですが、まずはこちらの補修をした上で輸送を開始しているところでございます。また、点線になっているところは国道6号線の下をくぐるアンダーパスのところですが、現在こちらの補修工事を進めているところでございまして、こちらの補修工事が済んだ場合は国道6号線を経由しないで保管場のほうに運ぶことができますので、こちらを輸送ルートとして活用することを検討しているところでございます。さらに、大熊町ともご相談をさせていただきまして、今後、各市町村からの輸送が順次行われることを見据えまして、追加的な補修を実施しております。それが緑の丸で囲ったところでございますけれども、②や⑦のところを今追加補修しているとい

う状況でございます。

補修の結果につきましては、16ページの写真で代表例を載せております。

次に、17ページ、18ページが双葉町のほうでございます。こちらにつきましては、まずは地図の真ん中の右側の①町道下条・細谷線というところですが、この①のところにつきましても、まずは必要な補修を行った上で、双葉町からの最初の輸送を開始させていただいております。その後、他市町村からの輸送で走行台数が増加することがございますので、追加的な補修をやらせていただいております。それが②、③、④に当たります。特に④につきましては、国道288号線で片側通行になっていたところがあったのですが、こちらを舗装の打ちかえやオーバーレイをすることを通して、補修後の写真のような状況に今はなっているところでございます。

次は19ページでございます。車両周辺での放射線量の測定結果です。こちらにつきましては、仮置場において除染土壌の搬出の前に、輸送車両の前後左右1メートル離れた地点で放射線量率を測定しております。これまで延べ2,136台の車をチェックさせていただいております。前後左右ございますので、その4倍のデータがございますけれども、このデータをグラフ化したものがこちらでございます。これを見ていただくとわかりますとおり、約99%のデータとしては、 $2\ \mu\text{Sv/h}$ 以下でございました。こういった形で安全を確認した上で、輸送を開始しているということでございます。

次に20ページでございますが、作業員の被ばく管理の話でございます。保管場での工事につきましては、いわゆる電離則、電離放射線障害防止規則ではなく、除染電離則というものが適用されます。保管場では、除染をして仮置場と同様の形態で保管するという工事でございます。これはいわゆる除染等業務に当たるものであると厚生労働省にも確認させていただいた上で、工事をさせていただいております。したがって、管理区域というような考え方は適用されませんが、一方で作業員の被ばく管理というのは当然重要な課題でございます。これにつきましては、除染電離則のガイドラインに従って、5年間で 100mSv かつ1年間で 50mSv を超えないように、事業者が適正に管理をするということになっております。

環境省といたしましても、事業者任せだけにすることはなく、こういったデータをきちんと集めて監視・監督をしております。その上で、これまでの3月から7月までの作業員の1日当たりの被ばく量を整理させていただいたのがこのグラフでございます。このグラフは保管場の作業員、仮置場の作業員、管理・監督者等、運転者でカテゴリーを分けております。見ていただきますと、おおむね9割程度は1日 $20\ \mu\text{Sv}$ 以下の被ばく線量となっております。

特に運転手につきましては、ほとんど $10\mu\text{Sv}$ 以下のところで収まっているところでございます。

一方で、一部の作業員、特に保管場での作業員を詳しく調べましたところ、道路の線量低減作業、除染作業に従事していた作業員は、1日当たり高い被ばく線量を浴びている方がいました。そういった方につきましては、受注した建設会社のほうも常に高被ばくをするような作業に従事させることなく、作業員をローテーションしながら管理をしているところでございまして、これまでの5カ月間の累積被ばく線量で最も高い作業員は約 3.5mSv であったということを調べているところでございます。こういった作業員の被ばく線量の管理をきちんと行いながら、法令の基準を満たすことは当然のこと、無用な被ばくのないようにきちんと管理をしてみたいと考えているところでございます。

次に21ページでございます。ここからはモニタリングの状況を改めてご紹介をさせていただきます。

モニタリングはさまざまな種類がございますけれども、大きく分けて、1. 保管場でのモニタリング、2. 中間貯蔵施設予定地敷地境界でのモニタリング、3. 輸送路でのモニタリングというのがございます。

まず1番でございますけれども、22ページでございしますが、双葉町の工区と大熊町の工区それぞれに赤い四角で囲った地点に、連続測定モニタリングポストを設けております。そのデータが23ページにございまして、データを見ていただくとわかりますとおり、最初に3月くらいの時点で、特に赤い線でございますけれども、空間線量がガクンと落ちているところがございます。これが除染や、今日見ていただいた周辺に遮蔽土のうを置くなどの、いわゆる線量低減化措置を通して、周りの空間線量を低減した結果です。その後は順次輸送を実施しておりますけれども、通常の変動の範囲内で空間線量率が推移していることを確認できているものでございます。

若干補足いたしますと、7月末以降に2つデータが追加されております。双葉町のC、Dというものでございますけれども、こちらにつきましては保管場の工事の拡大に伴って、新たに設置させていただいているところで、この時点からのデータとなっております。

次に、24ページ目でございますが、こういった連続測定に加えて、受注事業者のほうに指示をいたしまして、それぞれの保管場において5地点で放射線量率の測定を行っております。そのデータが25ページ目でございます。これは法律上は週次測定という形で、1週間に1回データをとって確認することになっておりますけれども、我々としましてはそうではなく、

毎日作業の後に基本的には測定をするようにしております、そのデータをこちらに整理しております。先ほどのデータと同様に通常の変動の範囲内で推移しております、輸送による増加などはないことが確認できております。

26ページ目が地下水のデータでございますけれども、それぞれの保管場の下流側に当たるところに地下水の観測井戸を設けております。こちらにつきましても定期的に採水をして放射能濃度を測っております、検出下限値は1 Bq/Lで管理をしておりますけれども、検出されていないことを確認しているところでございます。

次に、27ページは国道6号線沿いでございますけれども、中間貯蔵施設予定地の敷地境界でモニタリングをしているものでございます。こちらは双葉町の陣場下交差点、大熊町の東大和久交差点付近にそれぞれダストサンプラを設けておまして、粉じんの採取をして、そこに含まれる放射性セシウムの濃度を測っております。これにつきましては、これまで検出されていないことを確認しております。

さらに28ページでございますが、こちらの場所にも空間線量率を測るモニタリングポストを設けておまして、こちらにつきましても順次輸送などを開始しておりますが、空間線量率が通常の変動の範囲内で推移していることを確認しているところでございます。

29ページ、30ページになりますが、こちらは輸送路における放射線量率の測定でございます。これは輸送車両の通過地点のうち、交差点や速度低下地点において、遮蔽板付きの測定器を用いて周囲からの放射線の影響を除去して、車道から歩道方向に入射する放射線量率の変化の測定を実施しているものでございます。本日、同様のモニタリングポストを大熊町の受入施設のほうでも確認いただいたところでございます。それと同じポストを県内7カ所、①から⑦になりますが、主要な輸送路のところにポストを置かせていただいております。

その最新データが30ページになります。このデータの見方でございますが、①から⑦のうち、②、③、④、⑤を見ていただくと、②から⑤のところは実際にこの期間内に輸送したルート上のポストでございます。特に②の浪江町の高瀬交差点のデータを見ていただきたいのですが、平均値が $0.02 \mu\text{Sv/h}$ となっております。これは注釈にも書いてありますが、通常の間線量率より値が随分低く出ておりますが、今日ご覧いただいたとおり鉛の遮蔽板を設けているものですから、1方向だけの線量の影響を検出しているものでございます。このため値としては低い値が出てきます。なるべくバックグラウンドの影響を下げつつ、輸送車両の影響を直接捉えられるようにするために、こういった管理をしているものでございます。その上で設定値というものを設けておりますけれども、これは実際の輸送車両の影響があったか

どうかを評価するための統計上の値でございます。平均値と言いましても線量の値というものは変動するものですから、その変動の影響を加味して、標準偏差の3倍を足した値を設定値としております。ここで $0.05 \mu \text{Sv/h}$ という値を一時的にでも超過したデータがどれだけあったかと言いますと、輸送期間中、約900時間このポストの周辺では輸送してございましたけれども、その約900時間中0.9時間分はこの設定値を超過するようなデータがございました。これが輸送車両などの影響だと考えているところでございます。そのとき上昇した線量の最大の値が $0.35 \mu \text{Sv/h}$ だったということでございます。これでバックグラウンドとなる平均値を差し引きしますと、追加の被ばくの線量率の最大値でございますけれども、それが $0.33 \mu \text{Sv/h}$ だったということでございます。約900時間中に約1時間放射線量率が上昇したことがありましたが、その値は $0.33 \mu \text{Sv/h}$ が最大値でありましたということの意味していません。

したがいまして、評価のところでございますけれども、輸送車両が通るときなどに瞬間的に平常時よりも高い放射線量率が観測される場合もございましたけれども、追加の被ばく量というのは十分に小さいと推定されるところでございます。今後も継続的にデータを取得していきながら、輸送車両の年間の追加被ばく線量というのを、こういったデータを活用しながらしっかりと確認してまいりたいと考えているところでございます。

31ページ目が情報公開の取り組みでございます。こちらにつきましては、環境省やJESCOのウェブサイトを活用しながら、輸送の状況、モニタリングのデータなどを公開しております。これに加えまして、32ページですが、前回の委員会の中で委員のほうから、こういったホームページなどの広報だけではなくて、実際に町民の方が目にする機会が多いのは町の広報紙なので、中間貯蔵施設に関する情報を掲載してはいかがかというご意見をいただいたところでございます。そこで、早速大熊町、双葉町の両町にご相談をさせていただき、ぜひ広報紙に載せていただきたいをお願いをしまして、ご了解をいただき、前回の環境安全委員会の話も含めて、中間貯蔵施設の最近の状況について載せていただいております。順次、現在もパイロット輸送の取り組みなどを広報させていただきたいところですが、本日の委員会や新しい動きも含めて、町民の皆様になるべくわかりやすいように、こういった広報に努めてまいりたいと考えているところでございます。

最後、33ページになりますけれども、これまでのパイロット輸送のまとめとして整理させていただきました。

まず全般的な事項でございますが、これまでに輸送車両が延べ2,136台走っております、

13,150立方メートルの除染された土を保管場に保管することができました。これまでのところは安全対策がしっかりと機能していると考えております。具体的には、モニタリングにおいて異常値などが検出されていないこと、またスクリーニングにおいても全て基準値未満であったこと、輸送車両による渋滞や交通事故などはなかったことから、安全性は確保できているのではないかと考えているところでございます。

しかしながら、こういったパイロット輸送を通して、安全性や効率性などをしっかりと検証させていただきまして、今後來るべき大量輸送に備えて、より徹底した対策をとっていきたいと考えているところでございます。下に個別事項について幾つか課題を整理させていただきました。

1つ目は統括管理でございますけれども、先ほどご紹介させていただいたとおり、輸送の統括管理システムというのを通して、フレコンの中身や輸送車両の位置などを管理をしております。それが機能していると考えております。一方で、今後大量輸送が起こるときには、システムの拡張だとか、管理をするための効率化というのが課題になってくると考えております。

仮置場の搬出作業につきましては、遮水性のフレコンに入れて荷台を防水シートで覆うなどにより、飛散流出防止対策を徹底してまいりました。一方で、仮置場はさまざまな性格がございます。作業スペースが広いところや狭いところ、作業が難しいところなどもございます。このためそれぞれの仮置場の特徴や仕様に応じた効率的な作業手順というものをつくっていくことが重要であると考えています。

3つ目の輸送路でございますけれども、これまでは必要な補修等を行ってきたことで事故等の発生はございませんでした。しかしながら、今後、大量輸送が始まってくるに当たっては、ルート決定や必要な補修等の実施というのが課題になってくると考えております。

最後に施設搬入や退出の動きでございますけれども、本日も通っていただいたとおり、ゲート通過で一度車両の確認などを行っているところでございます。パイロット輸送期間中はゲートの通過などで、今の輸送の台数であれば大きな混乱などはございませんでした。ただ、今後の大量輸送に向けて、ゲート通過やスクリーニングにつきましても効率化をしながら、しっかりと進めていかなければいけないと考えておりまして、そこが一つの課題であると考えているところでございます。

長くなりましたけれども、私のほうからパイロット輸送の実施状況等についてということでご報告をさせていただきました。ありがとうございます。

○河津委員長 ありがとうございます。それでは、今の説明に対してのご意見、ご質問、また非常に関連しますので、今日午前中に行きました現地での視察も含めて、どこからでも結構です。ご質問ありましたらどうぞ。菅野委員。

○菅野委員 まず最初に、その他でも言いますけれども、4日前に通知をよこして我々議会中にもかかわらず、環境省はこの委員を集めたくないのかなというような行動と、僕は非常に怒りを持っています。できれば環境省が事務局ではなく、説明する側であれば、独立した機関であれば、県なりがちゃんと事務局をやって、あなた方はちゃんと説明をしなければならぬと思います。

それで、今の説明のことと午前中の視察の件で、非常に環境省の説明が隠蔽されているのではないのかなということ、隠蔽するというよりもそをついているのかなと、まあ同じ意味ですけども、はっきり答えていただきたいと思います。午前中の視察では、現場の所長も答えられなかったことがいっぱいあります。これはちゃんとしたパイロット搬入をしているということにはならないと思いますので、お願いいたします。

まず1ページ目、13日に大熊町、25日に双葉町から搬出を開始しました、双葉町、大熊町からどこに搬出したんですか。これは町内の移動じゃないですか。どこに搬出したのか教えてください。

この時間をこんなにかけてるのに、こんな説明書ではどうしようもないと思います。たびたび遮蔽の袋、要は水が漏れないと言ってますよね。その袋は絶対に破けないんですか。今、午前中に大熊町さんの仮置場は、下はアスファルトでした。双葉町の仮置場は砂利です。シートはかかっていますけれども、砂利の上に置くのと、突起物があるところに置くのと、コンクリートの上に置くのでは全然話が違います。そういうもので信頼がないと私は思います。

あと12ページの説明の中で、地元自治体との話し合い、議会と相談、5月13日に環境省さんが来ました。いろいろな質問を投げかけました。道路等のことも全部言いました。その返事は何も来てません。それに付随して言わせてもらえば、補修工事、18ページ、これは施工日の修繕前、これ小さく27年7月21日と書いてあるんですよ。自分たちで見えますか。関谷所長、ちゃんと見てくださいね。説明してもらわなくちゃならないので。これはパイロット搬入が始まってもう数カ月たってからの工事です。議会に昨年度からずっと来て説明した経緯の中では、町民の方々の一時帰宅等に迷惑にならないような、道路も全部ちゃんとした状況の中でやらせていただきたいんですという説明を環境省さんはずっと言っていました。これは逆に言えば、安全協定の中でもいろいろありますけれども、その中でも環境省さんの私は

裏切りだと思えます。

あと26ページの1件、地下水の検査、検出されないことを確認しましたと。検出されてからでは遅いんですよ。今は持ってきている部分は、そんなに放射線レベルの高いものをパイロット輸送しているわけじゃないですよ。それが砂利の上、ましてや大熊さんの側は僕も余り言えないのかもしれないですけど、アスファルトの上に置いて、そこの脇に水をやる舗装もなしで、あれ全部流れちゃいますよ。これ安全協定上の、異常における何とかって7条の中の、「地元、周囲の人たちに不安を与えない」というものにこれは該当してますよ。ということは、パイロット輸送を1回これは中止して、ちゃんとしたものやってからやればいいんじゃないですか。

あと先ほどもっと大枠のもので言わせてもらえば、スクリーニング結果の13,000cpmってあるんですけども、これは震災前と、事故後と事故前では多分違うはずなんです。ましてやスクリーニングやりましたよね。GM管。GM管の使い方って、皆さん本当にわかってますか。関数電卓で放射線のあれをできる人たちがもちろんやってますよね。その資格がないと、1年ごとの資格がないと、あれは使えないと思うんですよ。環境省さんはそのあれがわかってるんですか。あんなに早く動かしたんでは見逃しちゃうんじゃないですか。そういうものも全部やっていけば、自分たちがやっていることは正しいというのはおかしいと思う。

あとバックグラウンド、バックグラウンドって小沼さん随分今まで言ってますけど、バックグラウンドの意味おわかりですか。測るものが、周り自体じゃなくて、その場所に物があって、測るものがここにあるとしたら、これをすればバックグラウンドじゃないんですよ。測るものがそこにあれば、そこがバックグラウンドなんです。その空間のあれが。あんな感じの説明では、バックグラウンド、バックグラウンドって、測るものを遮蔽したからいいでしょうというような、ちょっと小沼さん説明がおかしいんですけども、そんな中途半端なことできますか。

結局さっきのもう1個戻らせてもらいますけれども、周辺の人に不安を与えないようにする、土地買収も終わっていない、人の土地にそういうふうにしたたり、ご挨拶もしてないでしょう、中間貯蔵のパイロット搬入始まりますよという。それは誠意も何もないんだから、逆に言えばそこまで1回戻ってやらないと、これはパイロット搬入の試験の状態でもうだめになっていると思うんですけども、そこら辺、関谷所長、どういうふうにお答えしてもらえるんですか。

○河津委員長 質問、かなり数が多かったんですけども、環境省のほうから回答をお願いします。

○小沼課長 ご質問ありがとうございます。まず、事実関係の1点だけ、大熊町と双葉町のどこからどこに運んだかというところをお答えさせていただきます。

○菅野委員 所長に聞いているんです。何でそういうふうにあれするの。所長は全部把握してわかってるはずなので、所長に聞いてるんです。

○河津委員長 では、お願いします。

○関谷所長 最初に、まず通知が大変遅くなったという点について、これは私ども事務局という立場ではございますけれども、結果的に委員の皆様にご迷惑をおかけしたことについては、私ども大変申し訳ないと思っております。その点、おわび申し上げたいと思います。

それから、今後の説明もそうなんですけれども、私ができるべく答えさせていただきますが、環境省のそれぞれ担当職員が来ております。担当職員がお答えすべきこと、担当職員が把握しているものについては、担当職員から丁寧に説明させていただくことが皆様のご理解をいただくために重要だと思っておりますので、そこは分担してやらせていただくことをご了解いただきたいと思っております。

まず、今最初のページについてご質問がありました、平成27年3月の大熊町、双葉町からの搬出という部分でございます。少し言葉足らずだったかというふうに思っております。それぞれ大熊町の仮置場、双葉町の仮置場から、それぞれの町の保管場に搬出をしたと、そういう趣旨でございます。申し訳ございません。

それから、袋は破れないのかということでございます。もちろん物理的な力が非常に強ければ、それは物ですから破れないということはないと思っております。他方、現在の仕様で整備しております保管場に設置している状況、その状況の中で破れることは通常はないと思っております。ただ、この点については、この保管場の中の管理の一環として、周りをしっかりと監視することの中で異常があればきちんと対応していくということと考えてございます。

それから、環境省のほうから回答がないという点については、これは議会のほうでのご質問、ご意見ということかと思っておりますが、次の機会に改めてご説明を差し上げるということになっているかと思っております。

それから、輸送路の件については、輸送を始める段階で私どもとして安全に輸送するということの中で、必ずしなければいけないものについてはさせていただいたということと考えております。その後、ただ輸送の状況がパイロット輸送とはいえ、他の市町村からの輸送が入りますと、特に2つの町においてはその走行台数が増えてまいりますので、それに応じた道路の対策ということで追加的な補修を行ったというものと考えているところでございます。

また、地下水の話もございました。これは地下水をきちんと測って、現時点で確認されていないということをお伝えしたものでございますが、これは先ほどの繰り返しになりますけれども、汚染された土壌等を保管している袋の安全性というものがまずありまして、その確認をする中で異常ないということを確認しながら進めているということでございます。今後ともしっかりそういう状況の管理をしていきたいと思っております。

GM管の測定の仕方ということでございました。これは測っているものは、その動きが速いのではないかということについてでございますが、そこについてはもしそういうふうに見えたということであれば、改めてきちんと定められた方法でちゃんと測定をするようにということについて、点検をしてまいりたいというふうに思っております。

いずれにしましても、地元の皆様、またこの委員会の委員の皆様に対して、きちんとご説明をして状況を確認していただき、その結果、不安を解消していきたいというふうに思っております。現時点で、今ご指摘いただいたことに関して、地元の皆様にご説明をさせていただき、町の議会を通じてご説明をさせていただきますし、また今後も議会等を含めてご説明をさせていただき、そういうことを前提としてこの輸送に当たってこれを続けさせていただくことを、今の段階ではできるものと考えております。

○菅野委員 全くもって誠意のないお答えで、ありがとうございます。

もう一つ、さっき言うのを忘れたんですけれども、これユンボってわかりますか。11ページに書いていますけれども、これは穴を掘るユンボ、バックホーという機械ですね。それを高さを考えたら、下に砂利敷いてあれしてやるような機械ではない、そういうつくりのものではないと私は思いますよ、普通。普通クレーンとか、そういうのを使うでしょう。普通は。物を吊るときには、そういう物の特殊性というのがありますからね。そういうものを見たときに、普通の専門家だったらわかるようなことを、環境省はやってないんですよ。

それで、あなたの、所長の今の考え方じゃない。自分で5月13日に議会に来ました。今、いつですか。次の機会といたら何カ月たつんですか。この委員会もそう。4月10何日にやって、2回目はこれこんなに問題があるよということ、そのとき5月13日にあなたには言いましたよ、私。委員として。その対応も何もしないで、要は聞かなければ、言わなければ、そのままやっていいという理解になるような環境省の体質がおかしくないですか。地元の人問って、じゃこれでみんな理解してるんですか。ペーパーで配れば、そのペーパーを見れば、所長につながるんですか。大臣につながるんですか。今、あなたの説明はおかしいですよ。ご理解を得ているって、自分が理解しているだけで、地元の人たちは理解してないんですよ。

それで自分たちがやってきたことをちゃんとやりますよと言ったのに、やりますと言ったことをやらないで、勝手に進めて理解を得ていますと、これはどういう了見なのか。逆に言えば聞きたいですよ。

5月13日に来て、道路が7月10何日に終わって、いまだその道路の件も出た中で、この次に行くというのは来年ですか、再来年ですか。それとも30年後ですか。これは非常に迷惑施設で、みんな反対しているわけじゃないのに、火に油を注ぐような行動を環境省がとってるんですよ。それに加えて、今のあなたの発言は非常に地元をばかにしている。そこら辺に対してちょっとお聞きします。今のバックホーの使用、これ積み替えのときのバックホーの使用、これでいいのか。安全性は確保されているのか。

それと検出、検出というのは、あなたたちは何と説明したか。ないようにちゃんと整備してからやりますと言ったのに、検出されてないからやっているということは、やっつけ仕事ということなんですよ。検出されないからやってるんでしょう。さっき私言いましたよね。今は線量の低いものだからいいでしょうと。今後そういうものが出てきたとき、どうなんですかと。それで絶対、異常があれば遮蔽の袋、異常があれば報告しますって。これは全く無責任ですよ。逆に言えば中止にして、ちゃんとやってくださいよ。突起物あるって言ったでしょう。砂利を。1個じゃないですよ。4メートルまでかさ上げするといったら、何段かさ上げするんですか。五、六段でしょう。上の力がかかれば、自分の力だけじゃなくて、その穴が開く可能性というのは6倍になるんですよ。5、6倍になるんですよ。そういう計算も環境省はしないんですか。

今、所長が説明した中では、僕は1回中止にしないと、これは環境省として今までの説明が全部虚偽だったということになると思うんですけども、どうお考えですか。

○河津委員長 環境省のほうから。一番、なるべくわかっている方から丁寧な説明をお願いします。

○伊藤補佐 本省で担当補佐をしております伊藤と申します。よろしく申し上げます。

菅野委員からご指摘の、いわゆる砂利碎石の上にフレコンを置いたことによる破れるのではないかとご指摘なんですけれども、一つはフレコンの仕様につきましては、フレキシブルコンテナ業界の仕様とかがございまして、その中では遮水性もございまして、環境試験とかもございまして、そういったもので規格を担保しているというのが一つと、それから砂利の上には保護マットというものを敷いていまして、そのまま直に置いているわけではございません。その2つをもって、砂利についての破れというものは担保していると思っております。

す。

この工法につきましては、これが初めてということではありませんので、実際に今福島県内にある仮置場でもやっていて、絶えず地下水の観測も行っておりますけれども、例えば破れて漏れ出して検出されたという事例はありません。

○宇賀神所長 午前中説明させていただいた浜通り事務所長の宇賀神と申します。本日はありがとうございました。

今、菅野委員からご質問のあった砂利の件でございますが、午前中のご説明のときに地盤の上に碎石を敷いて保護マットを敷くというご説明を差し上げたんですが、その部分につきましては地盤改良をした上に敷き砂を敷いて、その上に保護マットを敷くということでございますので、碎石の上という部分につきましては修正させていただきます。大変失礼いたしました。

○河津委員長 要は、砂利であるのか、敷いた保護マットの下がどうなっているかということでの評価ということですね。そこのところをちゃんと、もう少し明確に言っていただかないと。

○菅野委員 いや、委員長、それはいいです。もう大熊と双葉の違いはよくわかってるんで、これは大問題なんです。あと所長に聞いたの、どうなの。

○関谷所長 議会のほうへのご説明ということであれば、これは速やかに機会を設けていただくように町のほうともご相談したいと思えます。

○菅野委員 それ今の答えでいいんですか。さっき聞こうと思ったのは、先ほどは次の機会に公表しましたと言って、5月13日に次の機会って言って、全然日程と同じですよ。これ言わないのと一緒に。

○河津委員長 ちょっともう少し、明確な説明をお願いします。

○永島参事官 補足をさせていただきます。議会への説明については、機会あるごとにさせていただいているところでございます。5月13日に環境省から双葉町議会に説明させていただきました。そのときに環境省としては質問等に対して説明をさせていただきましたが、なかなかご理解をいただけていない部分もあるということを改めて本日認識いたしましたので、またその点については機会を早急にいただいてご説明をさせていただきたいと思っております。

それから、工事について住民に影響を与えないように、工事をしてから輸送を開始すると、これが約束であるということでございますが、この点については我々そのように認識をしております。先ほど説明をいたしましたけれども、段階的に輸送についても進めておりまして、まずは双葉町の中の仮置場から双葉町の保管場に運ぶということを進めました。この際には、

台数が1日当たり5台程度ということでございますので、それに見合う必要な工事をその輸送の前に実施いたしました。その後、他市町村から運ぶ場合には、1日当たり25台程度ということになりますので、それに合わせる形で工事を行ったものです。こちらについて、先ほど菅野委員からご指摘いただきました7月24日という工事の日付が写真にも載っておりますけれども、その際にさせていただいたということでございます。

これは環境省として非常に大きな課題だと思っておりますが、住民の方々から見れば、7月24日に工事を行ったということ自体が、3月に既に輸送が始まっているのになぜこの時点で工事をやっているのかと、これはおかしいのではないか、約束違反ではないのかと思われるのはそのとおりの部分もございまして、住民一人一人の方々にこの工事はこういう趣旨のことで行っているということ、できるだけお伝えしながらやっていかなければいけないと思っております。しかしながらお一人お一人のところに回って、説明した後で輸送するというわけにも、物理上、実際上はいかないということもありまして、この点については町の広報紙なども活用させていただいておりますけれども、今後ともどのようにしたらその輸送の実態、中間貯蔵の実態というものを町民の方々にお伝えしていくことができるか、町当局とも相談させていただきながら進めていきたいと考えております。

○河津委員長 ありがとうございます。次の人にもいろいろ意見も聞きたいと思っております。今のことに関しては、やはり町当局と、それから町の議会とあわせて、今までそういう経過があるのであれば、それはやはり丁寧にやっていくべきだと思いますので、その辺の調整はそれぞれ町当局ともよろしくお願ひしたいと思っております。

ほかにご質問等は。井戸川委員、どうぞ。

○井戸川委員 大熊町の井戸川でございます。ひとつよろしくお願ひいたします。

ちょっと2ページをめくっていただきたいと思っております。その中に保管量ということで書いてありますが、7,703立方メートルという数字よりも、フレコンバッグ1つというような計算のほうが非常にわかりやすいのではないかというのが私の案でございます。ということは、この下に書いてあるように、輸送した大型土のう袋1袋の体積を1立方メートル、なかなか換算が一般の県民には難しいんじゃないですか。

それよりも全体的に、私もよくわからないんですが、後からこれ私もお聞きしたいと思っております。県に実際に双葉、大熊ということで、あそこに貯蔵庫に入れる個数が、今現在幾つあるのか。そして、その何カ所、いろいろ市町村ばらばらあると思うんですよ。その何カ所、数があるのか。その辺のリストはおそらく環境省では持っているとは思いますが、それも一

つお願いしたい。

ということは、なぜこのお話をするかというと、まず全体的なもの、そしてその中の箇所、幾らあるのか。幾らが全体的に今その中間貯蔵に入れたか。それから差し引いていけば、あと残は幾らだということがすぐ計算できますね。そういう端的に計算できるような難しいことを考えるよりも、そういう端的なものが私は一番わかりやすいんじゃないかと思います。

そして、これを、中間貯蔵の、どの町のところの中に幾つ幾つあそこに入れましたというよりも、新聞なら新聞の1ページ、どこかちょっとしたところでも結構ですよ。今実際、仮置場に何ぼの数がありますと。しかし、今現在、何月何日に関してはこれだけの数がもう中間貯蔵施設に入りましたと。ですから、残はこれだけです、というようなやり方であると、非常に県民もわかりやすいんじゃないかと思います。インターネット等々のお話もよく出てこようかと思いますが、100%の方がインターネットをやるとは限りません。その中で、一般の庶民がそれだけでもパッと一目瞭然、見たら、今残りが、まだ中間貯蔵に入っていないのがこれだけの数があるんだなという、そういうやり方のほうが非常に良心的なやり方ではないかということで、私の一つの提案でございます。一つ数的なものをまず教えてください。わかりますか。全体的な数。

- 五味室長 福島環境再生事務所の除染対策課の企画調整室長をしております五味と申します。先ほど質問いただいた件、数量についてご説明をさせていただきます。

今年の6月末時点での数値ということでございますが、まず国が除染をしております直轄除染地域においては、おおむね390万袋ございます。市町村さんが除染をしているところ、こちらについては数字は福島県さんにまとめていただいている数字ですが、そちらのほうが今約430万袋という状況でございます。合計すると約800万ということになります。

- 井戸川委員 それでは合計の数ですね。

あと何カ所くらい。箇所数、何百カ所という箇所になるとと思いますが、それはわかりますか。おおよそ。

- 五味室長 箇所数についてですけれども、こちらもまず直轄と言われている環境省が持っている地域での仮置場の数が約230箇所、市町村さんが設置されているもので数が約900箇所ですので、足して約1,100箇所くらいの仮置場です。さらに、仮置場に行かずに、家の下に置いてあるものとか、家の裏に持っているものも含めた現場保管と呼ばれるものが、約11万5,000箇所です。

- 井戸川委員 わかりました。それでお聞きしますけれども、その場合、先ほどちょっと最終的

にお話しした中で、一目瞭然皆さん方がわかるような、そういう新聞、よく我々新聞をパッと見ますと、一番後ろのほうに一時帰宅で何名とかという数が出ます。あ、これ何名帰ったんだというように、ああいう何か今現在もこれだけ残っているけれども、これだけ中間貯蔵に入れましたよと。差し引いたら、今これだけ残ってますよと。そういうものは出していただけると、一番誰もが見てわかりやすいんじゃないかと思いますが、それはどうでしょう。

○河津委員長 どうぞ、環境省。

○関谷所長 そういったご提案をいただきました。どういうやり方が一番わかりやすいか、ちょっと考えさせていただきたいと思っております。

1点だけ補足なんですけれども、先ほど申し上げた数なんですけど、先ほど6月末時点と申し上げました。実は今除染は国直轄も、それから市町村除染もまだやっている最中なものですから、かなりまだ増えております。たしか直轄除染のほうは一月で30万袋くらい増えたと思っておりますので、これからまだまだ増える状況です。したがって、残りの数というのが、要はどちらかという今増えてしまうという状況にあるということも、あわせて補足させていただきます。

○井戸川委員 わかりました。その辺はあくまでも県民がどのような形で見ているかということも、我々は会議をやっていると、これくらいの数があるんだなということもある程度予想がつくんですが、県民がそういうものをよくわからない方がたくさんいると思います。ですから、県民に配慮したやり方を、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○河津委員長 ありがとうございます。ほかにご質問は。門馬委員。

○門馬委員 大熊町の門馬と申します。安全対策について、ちょっと現場を見て思った点について何点か触れたいと思ひます。

現場のほうで汚染土の高さ4メートル、フレコンバッグを6段積み重ねていくというような説明がありました。また、可燃物については4段というようなことです。また、この汚染土の6段の高さについては、やはり結構高さがあるんですね。それで今いろいろな地震とか何かがあります。作業員が地震等でフレコンバッグが落ちることによつての、何かリスクがあるのではないかなというように率直に思ひますので、その辺の対策についても1点お聞かせいただきたいと思ひます。

それから、菅野議員とちょっとダブるんですが、フレコンバッグの下から水が流れていたということで、今後の対策としてどのようにしたらいいかというようなことなんですけれども、単純に水を流れないようにすればいいわけですね。ですから、例えばその水の流れる汚水枡

みたいなものをつくって、そのつくった箇所をモニタリングをして、きちんと基準以下であれば放出しても何ら問題ないのではないかなというような配慮も、環境省はひとつ必要ではないかなというように思います。これには多少予算がかかるかと思いますが、すぐというわけにはいかないかもしれませんが、そのような対策も必要ではないかなというふうに1点思いました。

それからもう1点なんですが、緊急時の事故等の対応についてなんですが、これは13ページにマニュアル等を整備したということなんですけれども、実際にパイロット輸送が始まりまして6カ月過ぎたわけです。その間、事故等はなかったというような説明はありましたけれども、やはり我々一番危惧しているのは、この汚染物質を輸送しているトラック、それから一般車両等が巻き込まれた事故等があった場合の対応がどうなっているのかということです。おそらくマニュアルはできているんですが、関係機関での早く言えば訓練等はおそらくやっていないのではないかなというふうに思っておりますので、早急にこのような訓練を実施して、対応するということが大事になってくるのかなというふうに思っています。やはり人が出るということであれば、やはり警察とか消防とか医療機関、それから汚染物質を積載したトラック等が、そのフレコンバッグが散乱してしまうということも当然想定内にあるわけです。そういった場合には、その廃棄物を回収する業者等もその訓練等に参加してやらなければならないのではないかなというふうに思います。これは現場を見まして、単純にそういうふうに思ったわけですので、環境省側はそんなことはいんじゃないかと思って危機管理等が甘いかもしれませんが、私たちは現場を見て率直にそういうふうにしたものから、早急にそういう対応もする必要があるのではないかなということで提言いたします。よろしくをお願いします。

○河津委員長 それでは環境省から答弁をお願いします。

○宇賀神所長 ご質問ありがとうございました。

まず1点目でございますが、遮蔽土のうにつきましては、それぞれ不燃物、可燃物ということで分けて段数を決めて、高さを決めて積んでおります。もしかしたら、またご説明の部分でしっかり説明できていなかったかもしれませんが、不燃物につきましては高さ4メートルということと、可燃物については3メートルというところを目安に安全な形で積みさせていただくというところがございます。当然、地震等なかなか予知できない部分でございますが、その辺作業員の方々含めて、我々の監督職員が目で見られるようにしたいというふうに考えてございます。

もう1点の13ページにございます緊急時対応でございます。ご指摘のように、こういったマニュアルをつくらせていただいたところでございますが、実際このマニュアルに基づいてしっかりできるかというご質問だと思っております。実は明日も訓練をする予定でございますが、その訓練の内容につきましては、我々環境省、それとJESCOという環境省から業務を委託している会社、それと道路管理者さん、警察、消防、今回は高速道路の輸送もございますので、NEXCOさんに入らせていただきまして、想定ですが実際に事故があったということで考えて、運転手さんにも来ていただいております、そこで設定した条件に対応するためにはどうしたらいいかというようなことを実地の訓練をいたします。その後、それぞれの警察署の皆さん、あるいはそういった方々にコメントをいただきまして、事故が起こったときに迅速に対応ができるように準備しているというところでございます。

○河津委員長 あと言ったのは、水の対策についてどうですか。

○伊藤補佐 恐れ入ります。伊藤のほうからご回答いたします。

先ほども申し上げたんですけれども、今現場で今日見ていただいたのは、表面に降り注いだ雨水でございます。と申しますのも、いわゆる遮水性のフレコンに詰め替えて貯蔵しておりますので、雨が降ったものが除染土を通して浸出水という形で出てきたというものではございません。大熊と双葉の工法の違いというのもありましたけれども、あれを水の対策のためにやっているというわけではございません。基本的に見ていただきましたとおり、大熊も双葉もフレコンの表面に降り注いだ雨というものは、そのまま流れ出るという、もちろんそれは自然の雨でございますので、汚染された水ではないということで、それは自然に流下させているというものでございます。

○河津委員長 よろしいでしょうか。ちょっと私も気になるんですけれども、例えばほかの市町村の仮置場を見た場合に、フレコンバックの上にシートを敷きながら、水を切って、いわゆるピットをつけて、そこで確認しながら放出しているというのが結構あるわけですね。それが環境省のマニュアルにあったと思うんですけれども、そういったことに対して、今回見えますと、今日の調査の中ではどうもそれがやられていないような、それに関していかがでしょうか。

○伊藤補佐 おっしゃるとおりでございますが、基本的に仮置場の方法は2タイプございます。ポイントはフレコン自体に遮水性を持たせているか否かというところでございまして、今ある仮置場もそうなんですけれども、遮水性のフレコンでそれをしっかり担保しているというものについては、今日ご覧になっていただきましたとおり保護マットという形で、いわゆる

浸出水のためのタンクを設けたり、水を集めたりということはしておりません。

ですので、逆に申しますと、フレコン自体に遮水性を持たせていないものについては、そういった形で水を集めて処理しています。

○河津委員長 今、話の中で、その地元の方からも、やはり一つ科学的な部分というか、よく言いますね、安全安心という話がありますけれども、そういうところはどういうふうを考えていくかというところだと思うんですね。それで、あとは完全に大丈夫かどうかという、またちょっと別の問題があるんですけれども、雨が入らないというだけで、なかなか納得するところとしないところとあると思います。そういう意味で、多分いろいろな仮置場で苦勞されてきた、ほかの市町村でも苦勞されてきたというのは、まさにそういう面じゃないかと思うんですね。やはり自分のところに仮置場をつくるに当たっては、関係する自治体なども含めてやらなければいけないということで、それぞれの市町村の方は苦勞しながら、こういう対策をとりますよということで、より安心に近づいていけるような形でおそらく持っていったんじゃないかと思う。

だから、そういう意味で、今の話ですと、やはり地元からこういう話が出てきている中で、ただ単にフレコンバッグは雨が入りませんと言うだけで済むのかなと、私は感じます。

○伊藤補佐 そのあたりは例えばですが、いわゆる検査をして実際に今日見ていただいたお水自体も問題ないとか、そういう確認もしたいと思います。

○河津委員長 門馬委員。

○門馬委員 今の環境省の回答をいただきまして、危機意識からほど遠い、危機管理が甘いということを言わざるを得ない。ですから、この間6カ月間パイロット輸送を行いまして、事故がなかったことが幸い。また、今後も事故のないことを祈っております。以上です。

○河津委員長 高萩委員、お願いします。

○高萩委員 双葉町の高萩と申します。

33ページなんですけど、これまでの輸送の総括という形で書いてあります。今後の課題ということで、大量輸送という表現が使われておりますが、具体的に今のパイロット輸送が1日何袋、日によってとかいろいろあると思うんですけれども、大量輸送というのはさらにパイロット輸送に対して何倍とか、そういう数字があるのか。

あと効率的な作業手順とか、スクリーニングの効率化とかいう表現が使われているんですけれども、そういうところって効率化していいものかどうかも含めて、先ほどから出ていますが安全性とかの話がありますので、具体的にそういう大量輸送というものの数値等をお示し

願いたいと思います。

○河津委員長 環境省さんからお願いいたします。

○小沼課長 ありがとうございます。まず、パイロット輸送のほうでございますけれども、パイロット輸送は1日平均として25台程度のトラックを使って輸送することにしております。ご指摘のとおり大量輸送という言葉が33ページに書いておりますけれども、まだその大量輸送というものをパイロット輸送に対して何倍ということを決めているものではございません。しかしながら、環境省の今の方針としましては、今年度いっぱい程度かけて、まずパイロット輸送を通してしっかり安全性を確認してから、次年度以降は何らか輸送量を増やして進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○河津委員長 高萩委員。

○高萩委員 わかりました。決まっていないようなのでそこはいいんですが、今のパイロット輸送は当然実績としてはなると思うんですけれども、先ほどから言っているとおり、ともかく下手な効率化とかそういうことをなさらず、きっちり安全を最重要課題としてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○河津委員長 今のは要望の形ですけれども、よろしいでしょうか。何か環境省からもしありましたら。

○関谷所長 今、高萩委員からご指摘ありました効率性、安全性の問題については、まさに安全性を台無しにするという話を意図しているものでは全くございません。ただ、いろいろな今回ご覧いただいた状況もありますけれども、今後さらにそれが増えていったときに、どうしてもシステム上、時間的にかなり時間がかかってしまう部分があるだろうと思います。そのときに安全性は大前提としながら、どうそれを効率化していくかというのが輸送の原則の一つでもあります、短期間で安全に輸送していくという観点で、やはり一つの課題であるということを確認したものでございます。

○河津委員長 ぜひやはり安全性が第一だと思うんですね。それで確かに時間がかかることによってリスクが増える面もあると思うんです。やはりそのバランスだと思うんです。ですから、ただ効率というふうにかかれますと、非常にやはり違和感を感じる人が多いんじゃないかというふうな感じがします。

ほかに。石田委員、お願いします。

○石田（順）委員 3点ほど質問させていただきたいと思います。まず今のお話にも関係するんですけども、2ページのところにパイロット輸送についての環境省さんの方針的なものが

書いてあるんですが、これを見るとパイロット輸送というのは約1年、おおむね1年やるということです。その中で全数管理、あるいは運行管理、モニタリング等、そういった観点でやるわけですが、1年たってから総括するのではなくて、やはり今ちょうど半年くらいたっているわけですので、これまでの輸送経験を通じて是正するところはないかどうか。あるいはやり方を変えるというんですか、そういったところを中間的な段階で評価されているかどうか。もし評価されているのであれば、そういった内容についてご紹介いただきたいと思いますし、評価されていないのであれば、やはり全てのパイロット輸送が終わってから総括ということでは、また時間的にも無駄なことにもなりかねないので、その辺についてきちんとやっていただきたいなと思います。それが一つです。

それから、まだどなたからも質問がなかったのですが、10ページのところに輸送に係る車両、それから情報端末等ということで、10ページの右下のところに位置情報発信車載器というのがあるんですが、これはトラック1台1台に車載器をつけて、それで今このトラックがどこにいるかということを目で確認できるという代物だと思うんですが、福島県の場合はかなり山が入り組んでいたりして、必ずしも電波がきちんと届くかどうかというのがわからないエリアもあるかと思うんですね。そういった意味で、これまで、あるいは今後、そういった電波不感地帯に関して、こういった車載型の情報発信機ですね、それをどう活用していくのか、実績を踏まえた今後の展開等についてもちょっとご紹介いただきたいなと思います。

それから3点目ですが、20ページに作業員の被ばく管理ということで、ここではガイドラインを運用して5年間で100mSv、1年間で50mSv等という書き方をしていますが、これは本当にベーシックなルールであって、法律そのものだと思うんです。こういう大きな目標値を出すだけではなくて、実際このルールを担保、守るために、もうちょっと厳し目の目標設定があって、それに対して作業を進めていくというのが通常のやり方だと思うんですが、ここにはそういった記載がないので、その辺どういうふうに考えているのか。以上の3点について教えていただければと思います。

○河津委員長 それでは、環境省の回答よろしく申し上げます。

○小沼課長 ご質問ありがとうございます。ご質問3点いただきました。

1つ目でございますけれども、パイロット輸送が1年終わってそれで検証を始めようということではなくて、中間的な段階も含めてしっかり検証をやっていこうということは、全くご指摘のとおりだと思っております。そこで環境省といたしましても、これまでの知見を今まさに整理をしているところでございまして、その中間的な検証の作業をまずは内部で進めて

いるところでございます。その過程でこういった形で課題を整理して、今後の輸送、今後の後半のパイロット輸送も含めて、どのように進めていくかというのは、改めて整理をしたいというふうに考えているところでございます。

2つ目のご質問が、車載器についてのご質問でございました。10ページ目のところに車載器がありまして、ここでGPSの電波を活用して運行の管理をしているものでございます。ご指摘のとおり、山間の部分を中心にいわゆる不感地帯というものがございまして、そこは一つ課題になっております。不感地帯におきましては、確かにこういった1分ごとの運行管理をやっておりますけれども、それが一時的に遮断される状況になります。そうすると、電波が入るところに来て初めて、またそこからは監視できるような形になっております。そういった状態では、やはり万が一の事故等があったときに発見が遅れるなどの問題があるものですから、今はパトロールなどを活用しながら監視を行っているところでございます。

一方で、やはり中長期的には、そういった不感地帯の解消も含めて対策をとっていくことが必要だと思っておりますので、今携帯各社さんだとか、通信局などともいろいろと相談させていただいているというような状況でございます。

3点目でございますけれども、20ページのところで労働者の安全管理の話がございました。この中でご指摘の5年間で100mSv、1年間で50mSvというのが法律上の規定でございます。そうではなくて、もう少し積極的に管理すべきということで、我々の受注業者のほうも自主管理目標を定めておりまして、それが年間16mSvで労働者の被ばく管理をするという目標を定めております。その目標が着実に達成できるように、環境省としてもこういった被ばく管理のシステムを通して、しっかりと監視・監督をしてみたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○河津委員長 どうぞ。

○石田（順）委員 最後のところ、やはり自主的な管理目標を定めているというのは大事だと思うので、本当は一言やはり20ページのところにきちんと、そういったサブ的な目標値を定めていますというのを、きちんと書いておいたほうがいいと思います。

それから、その前の10ページの不感地帯の関係についても、やはり福島は山間がかなり厳しいところがありますので、どこで事故が起こるか必ずしもわかりませんので、そういった不感地帯の解消に向けてぜひよろしく対応方お願いしたいと思います。

○河津委員長 ほかに。鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 大熊町の鈴木光一と申します。今日、保管場のほうを見せていただきました。率直

に私の感想を申しますと、あそこは保管場であって仮置場ではないということの認識に欠けているんじゃないかと思います。これはやはり私が考えるには、今後中間貯蔵施設ということで設置されると思いますけれども、それに準じて運用していったほうがいいんじゃないかと、率直に感じました。

また、先ほど課長のほうから補足説明がありましたけれども、その説明の内容をこの冊子の中に盛り込んでいただきたいというふうに思います。例を申しますと、4ページの輸送に当たっての主な安全対策というようなことについて、保管場での保管の安全対策ということで1ページ追加していただいて、この不安を解消していただきたい。ですから、先ほどから言っているように、地盤もそうですし、いろいろな安全対策もありますし、地下水の問題もあります。そういったことで今日出たものを全てここの冊子の中に盛り込んで1ページ追加すれば、こういう安全対策をしていますということがないものですから、多分不安視すると思うんですよ。ですから、それをぜひ入れていただきたいということでお願いいたします。

○河津委員長 ありがとうございます。環境省のほうから、お願いいたします。

○関谷所長 ご指摘いただいた資料を追加することは非常に不安解消に役立つのではないかといい点ですが、私どももまさにそのとおりだと思いますので、ぜひ資料を充実させた丁寧な説明に努めたいと思います。

○河津委員長 ありがとうございます。ほかの委員、ご質問。土屋委員、お願いします。

○土屋委員 今後の問題になると思うんですが、先ほどほかの委員から質問が出ましたが、今後大量輸送になったときどうするかということなんですけれども、それに鑑みて、私、磐越道を通ったときにちょうどこの輸送車両に並行して走ったことがあります。そのときにはかなりスピードは抑え目で安全運転しているなどは感じました。

他方この中間貯蔵の問題じゃないんですけれども、富岡町とか檜葉町は復興が進んでいます。それでいわゆるいわき浪江線を走ったこともあるんですけれども、そのときにはトラックが制限スピードをかなりオーバーして、我々一般車両が走っていると恐怖感を感じるくらいなんです。4台、5台と並んで走ってきます。これは効率というのか、急いでいるというのか、そういうことでスピードアップしているのかと思います。これがこれから先ほどあったように、県内何百カ所とあるところから運んできますと、作業員の方も増えて、トラックの数も増えてということで、効率優先になるとスピードが出ちゃうんじゃないとか、そういう危惧があります。その辺のところを、安全対策をしっかりとやっていただきたいなと思います。我々が一時帰宅をしたりするときに、後ろから今トラックにあおられているんです

よ。いわき浪江線ですね。そんな現状があります。その辺のところ他人事かもしれませんが、そういうところも頭に入れてこれからお願いしたいと思います。

それからもう1点、今日私も仮置場を見ましたけれども、あそこはいろいろな低減対策をしていますというところは、作業員の被ばく低減とか、そちらのほうで土壌にアスファルトを敷いたり何かしてるんじゃないかなと感じました。そこで漏れたのは、やはりゼロとはいえ、やはり地元の人が不安に感じるような、あの袋は汚染していませんと言っても、汚染していると感じちゃうかもしれないんですよね。その辺のところ門馬委員とか双葉の委員さんからも指摘が随分ありました。その辺のところ、やはり住民目線に立った対策をもう少しとっていただければなと感じましたので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○河津委員長 ありがとうございます。それでは環境省のほうから。

○宇賀神所長 ご指摘ありがとうございます。運転手の件につきましては、磐越道の件をご紹介いただきましてありがとうございます。我々運転手への教育の一環として、日々そういった一番パイロット輸送のほうで皆様方の目に触れるのは運転手さんだということをお伝えしておりますので、当然安全を前提に、皆さん方にご不安を与えないような形で指導していきたいというふうに考えてございます。

○河津委員長 それでは、ほかの委員。よろしいでしょうか。

それでは、一応今回の議題については終わらせていただきます。

それでは、次に議題としてその他ということでございますので、その他について。菅野委員、お願いします。

○菅野委員 今までのことは、もうしょうがない。これから先に向かって、それが全部なくなるようになるまでは僕はパイロット輸送は中止してほしいなと思います。

それはさっきまでの意見で、その他のほうでは、実を言うとこの事務局、説明する側が事務局をやっているというのはちょっとおかしいと思うんですよ。今回の4月にやった委員会から今回9月まで、これは議会でも言っているし、うちの産業委員会が視察したときもいつやるんだということを言われていたはずですよ。それを何でも隠蔽できるんですよ、実際。事務局が説明側だったら。その面で、この委員会の改革を委員長、していただきたいというのが一つです。

あともう一つ、今日皆さん、通知もらいましたよね。その中で、私は本委員会の招集権なり視察権なりなんなりに関しては、全部委員長だと思っています。それが普通の環境委員会とか、いろいろな委員会のあれだと思いますけれども、旅費の関係があるからとかなんとかと

ということで、場所とかなんとかというの、関谷所長さんの名前で来ています。これ間違いなくあなたのハンコで来ています。これ説明側でなくて、委員会改正をしないと、結局今後も隠蔽なると思うんですよ。今日、県の方が何人か来てらっしゃいますけれども、何も話しない。だったら、ちゃんと県で事務局を請け負って、国と県民のために闘うような方向性を出さないと。これじゃあ、やります、やります、やればいいんですよ。これやらない可能性もかなり高いので、これは監視システムにはならないと思うんですけれども、この事務局を国じゃなくて県で、説明員がやる側の環境省の、この組織改正をしないと、今の本委員会にはちょっとおかしいと思うんですけれども、委員長どうでしょうか。

○河津委員長 今、菅野委員からこのようなご指摘があったわけですがけれども、ほかの委員の方、どういうふうを考えるかですね。門馬委員、お願いします。

○門馬委員 4月13日だかに第1回目の会議をやったときに、この中間貯蔵施設環境安全委員会設置要綱ということで、そこの第6、その他のほうに、「委員会の事務は環境省の福島環境再生事務所が行う」というように記載されているんですね。ですから、この議論がなくて、そのまま始まっちゃっているわけです。それで半年間、安全委員会の会議もないということで、だんだん不具合が出てきているのかなど。その不具合は何かというと、やはり環境省側が事務局を持っているということではないかなというふうに私は率直に感じました。菅野委員が言うとおりの、県のほうでこの辺の主導権を持ってやられたらどうかなという意見でございます。以上です。

○河津委員長 ほかにいかがでしょうか。今、県の名前が出てきましたけれども。

○大島次長 今、事務局を県でというご意見をいただいております。もともと県といたしましても、地元2町の立場と、それから県内のいろいろな市町村からのご意見、両方お聞きしながらやっているということもありまして、事業主体である国が事務局をやっていただいて、その内容について我々としていろいろ意見を申し上げていくというのが、非常に我々としては意見を言いやすいのかなというふうに思っておりましたけれども、今回両町からもそういうご意見をいただいておりますので、その辺はちょっと委員長ともご相談をし、今後検討させていただきたいというふうに思います。

○河津委員長 今現在、環境省のほうで事務局をやっているわけですがけれども、事務局のほうから何かこれに関する見解がもしございましたら。

○関谷所長 最初に、私どもの今回の開催に至るまでの事務に関してご批判をいただいたということに関しましては、もし何かそういった批判をいただくようなことがあったとすれば大変

残念ですし、申し訳ないと思います。今後の話については、私どもから何か申し上げる性格のものではないと思いますので、委員の皆様のご議論の結果に従いたいと思っております。

○河津委員長　また大分組織をこれおそらく見直さなければいけないような話になるかもしれませんが、そういう話について私の気になるのは、例えば構成の中で、環境省が事務局ということで、委員の中に実は含まれていない。これはあくまでもいわゆる三者協定に基づいての委員会ですよね。そういう中で、例えば今事務局が移る、移らないは別としても、そういう面からもいわゆる説明する側の立場と、それからやはり三者協定の構成メンバーである環境省が別だというのは、ちょっと私も違和感があるんですけども、その辺を含めてまた各町当局、それから県当局、それから環境省を含めて、もう一度整理する必要があるのかなというふうに感じるんですけども、いかがでしょうか。環境省のほうはいかがでしょうか。

○永島参事官　この委員会の形式的な位置づけでございますけれども、環境省と県と、それから両町との間の安全協定に基づいて設置をされているということでございますので、その枠組みの中でもう一度整理をして位置づけ直すということが必要であれば、そのようにしていくということだろうというふうに考えております。

○河津委員長　菅野委員。

○菅野委員　実際に言うと、僕は今日このことを言うかどうか迷っていましたが、先ほどの関谷所長の言葉で、私ども事務局のせいでもあります、委員長に情報を与えないで、あなたたちはそういうふうにしたという。僕最初の質問で言っていましたよね。地元じゃない。それは小沼君に電話でこんこんと言いました。例えば、委員長がそれが耳に入っていれば、じゃこれはやらなくちゃならないだろうというような経過事項が今までにいっぱいありました。それなのに、その情報を事務局として報告してないんですよ。自分たちの都合がいいように。5月13日の1件、関谷所長が言っているのは全部言い訳。あなたが所長だから僕は信用できません。その国民をばかにしたような態度で、こうやってこれ以上環境省が事務局であれば、僕はこの委員会要らないのかなと。環境省は信用できないので、今言われた事項も、さっきまでもそうだけれども、事故が1回でもあったら、直してからやりますよという言葉が一つもない。だから、あなたたちが信用できないので、事務局は降りていただきたい。あなたたちは説明員であって、自分たちが説明して、それが事務局で隠蔽をしているように私には思えます。それで逃げているようにしか見えませんので、都合のいいような形であれば、私はこの委員会から出て行きます。ここの委員会はちゃんとした三者協定に基づく委員会の

開催方法だとは思っていませんので、そこら辺を環境省の所長である関谷さん、よく認識して今後進めてください。

○河津委員長 委員会そのものに対していろいろ話が出てきたわけですが、これまで住民代表の委員の話聞いたわけですが、各町のそれぞれ行政担当委員、何かご意見等ありましたら。

いずれにしても、これについてはなかなかこの場で結論というような話では決していないようなのですが、いずれにしても環境省を含めて、それからあと各町、県含めて、もう一度やる必要があるだろうという感じがしますが、いかがでしょうか。

○石田（仁）委員 この環境安全委員会につきましては、安全協定の第12条の第3項で、組織及び運営に関して必要な事項は、国、県、町で協議するということになってますので、この委員会の意見を持ち帰って、その3者でもう一度議論するというのが一番いいのかなと思うんですけれども。

○河津委員長 それでは、一応そういう協定上の話もあるようです。協定上は少なくとも各首長さん方の責任のもとにおそらくやるでしょうから、そこで一度中で協議していただいて、その中でもう一度整理された形でまた次の委員会を含めてやるということはいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

よろしいですか。それでは、また一番根本的なところに戻りつつありますけれども、いずれにしてもこのことにつきましては中間貯蔵施設というのは非常に大きな問題です。非常に長い時間のかかる問題だと思いますし、それぞれ地権者、それから県民、実際に除染土壌を抱えている人、それぞれが皆さんそれぞれの思いがあると思います。同時に注目もされている事項でもございます。ぜひそういう意味でも、前に進めるという大きな意味でも、やはり体制をしっかりと整備しながら、皆さんと一緒に歩んでいければなというふうに考えております。

そのほか何かございましたら。よろしいでしょうか。事務局のほうから何かございますか。よろしいですか。

環境省におかれましては、今日の意見を含めまして、今後のこともぜひ今までの意見等を踏まえまして、また誠実に運営をやっていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、時間が多少オーバーいたしましたけれども、これをもちまして第2回中間貯蔵施設環境安全委員会を閉会させていただきたいと思います。長い時間、どうもありがとうございます。

いました。

以上